

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
株式会社常陽経営コンサルタンツ

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地
TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

拡充される所得拡大促進税制に注目 2013 年度にさかのぼって適用可能

10 月 1 日に公表された民間投資活性化等のための税制改正大綱には、雇用と賃上げの後押しのため、2013 年度税制改正で創設されたばかりの所得拡大促進税制が、適用期限が 2018 年 3 月末まで 2 年間延長された上、早くも拡充されることになり、企業の注目を集めている。

現行の同税制は、一定の要件を満たし給与等支給総額を増加させた場合、支給増加額の 10% の税額控除（法人税額の 10%、中小企業者等は 20% が限度）ができる制度だ。要件は、(1) 基準年度と比較して国内雇用者の給与等総支給額が 5% 以上増加、(2) 給与等総支給額が前事業年度以上であること、(3) 平均給与等総支給額が前事業年度以上であること、の 3 つ。

今回の見直しでは、まず(1)の給与等支給増加

率が、現行の「5%以上」から「2013～2014 年度は 2%以上、2015 年度は 3%以上、2016～2017 年度は 5%以上」に緩和される。また、すでに 2013 年度決算を終了しており、給与等支給増加率の要件が現行の 5%に満たなかった企業についても、2%を満たしていれば、2013 年度当初にさかのぼって適用し、2014 年度の税額控除に上乗せできることになる。

さらに、(3)に関しては、現在は相対的に高賃金の団塊世代の高齢者の退職と低賃金の若年層の採用が平均給与を減少させるため、比較対象を「国内雇用者に対する給与」から「継続雇用者に対する給与」に見直される。つまり、新制度では、退職者や再雇用者、新卒採用者を除いた継続雇用者だけで比較できることになる。

途上国支援など社会貢献債が認知 個人向け販売額が累計で 5000 億円

発展途上国支援や地球温暖化対策などを目的に投資家から資金を集めるなどを目的とする「社会貢献型」の債券の国内販売が伸びている。

主に国際機関や海外の政府機関が発行し、調達資金を途上国支援や環境対策に充てる仕組みで社会貢献型債券とも呼ばれている。

今年の発行額は既に 1000 億円を突破し、個人向け販売額が累計で 5000 億円を突破する見通しという。利回りが比較的高い上「投資を通じて社会貢献できる」という商品特性が魅力で、個人投資家に受け入れられているとみられる。新型債券が国内で着実に認知されつつある。

社会貢献債は、世界銀行やアジア開発銀行などの政府系金融機関（発行者）が、貧困対策や環境保護などの目的で資金を集めるために新興国の

通貨建てで発行する。これらの金融機関は、集めた資金を企業や途上国の政府、金融機関などに投融資し、債券を買った投資家には年 2 回利息を支払い、満期時には元本を払い戻す。利回りが年 8%を超える比較的高い教育支援債（発行者—アフリカ開発銀行）のような商品もあるが、これは集めた資金を利回りの高い新興国の債券で運用することによる。

一方で心配なのは融資先企業などが債務不履行（デフォルト）になる可能性もある。しかし信用力が高い政府系発行機関が責任を持って投資家に返済する仕組みで、これまでにデフォルトとなったケースはないという。